

大分県棚田地域振興計画

令和元年12月19日

第一 棚田地域の振興の目標

大分県の耕地の約7割は中山間地域に位置し、これらの地域では、先人たちが切り拓いた棚田等を中心とした集落が形成され、稲作や畜産、しいたけ栽培など多様な農業が営まれている。また、農作業を通じて、集落内の共同活動や五穀豊穡祈願のための祭り等の伝統文化、豊かな自然や美しい農村景観が受け継がれている。

国東半島宇佐地域では、クヌギ林でかん養された水資源を複数のため池に貯留し、安定的に下流の水田へ供給するシステムが国際的に評価され、世界農業遺産として登録されており、農耕にまつわる民俗行事や食文化が今も伝承されている。

また、日本の棚田百選には、別府市の内成棚田など6地区が認定されており、地域主催の農作業体験や収穫祭、農家民泊、写真コンテストなど、都市農村交流が展開されており、棚田は地域振興の核となる大きな可能性を有している。

この貴重な国民的財産である棚田を保全することにより、農産物の供給のみにとどまらず、様々な多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流等の取組を通じた交流人口の増加など、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。

なお、同計画に基づき棚田地域の振興を図るにあたっては、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域自立促進計画、農業振興地域整備計画、地域再生計画など地域振興に関する計画との調和を保つものとする。

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

棚田地域の振興にあたっては、関連する以下の施策の積極的な活用を図るものとする。

(1) 移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

棚田の保全や新たな担い手の確保などを推進するため、都市住民や若者などの移住・定住を促進するとともに、地域の魅力発信による関係人口の創出・

拡大に取り組み、空き家の利活用の促進や起業支援などを通じて、そうした者の住居や働き口を確保し、移住・定住者が安心して生活できるような集落環境の整備を図る。

(2) 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策
都市住民等を対象とした宿泊体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策の活用を図る。

(3) 文化的景観や伝統文化等、文化資源の保護・活用に資する施策
棚田地域で形成されてきた文化的景観の保全や伝統文化等の継承、文化財を保護・活用するための施策の活用を図る。

(4) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策
棚田の保全を図るため、農業生産基盤の整備等に資する施策や、農業生産活動の継続を支援する日本型直接支払制度等の活用を図る。
また、棚田で生産される農作物については、ブランド化や加工・販売の促進等に資する施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図る。

(5) 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策
山腹等に形成される棚田の保全を図るため、地すべり防止等の国土保全に関する施策の活用を図る。
また、棚田地域の集落機能の維持など地域社会の維持・活性化に資する施策の活用を図る。

(6) 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策
棚田は観光資源として大きな魅力を有していることから、棚田地域の観光資源の魅力向上に資するための施策の活用を図る。

(7) 自然環境の保全・活用に資する施策
棚田地域における自然体験イベントやエコツアーの推進など自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。

(8) 鳥獣被害対策等に資する施策
棚田地域の鳥獣被害対策について、侵入防止柵や檻の設置、ジビエの利活用を含め、鳥獣対策に資する施策の活用を図る。

大分県においては、各府省庁の制度や仕組みについて十分に情報収集・把握し、その積極的な活用を図るとともに、棚田地域振興コンシェルジュとも連携を図りながら、市町村や指定棚田地域振興協議会等に対し情報提供を行うものとする。

2 大分県における推進体制

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など棚田地域の振興に関する窓口については、農林水産部農村整備計画課が担うこととし、一元的に相談・協議等ができる体制を構築する。

3 棚田地域に関する情報の周知徹底

大分県の棚田地域に関する情報について、国・市町村等と連携を図りながら、国内外に広く周知することによって、交流人口・関係人口の増加を図る。

周知については、案内所や道の駅等におけるPRチラシや案内板の設置、県ホームページにおける県内の棚田を紹介するページの設置など、情報が幅広く行き渡るよう効果的・効率的に行うものとする。

第三 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町村等とも綿密に連携しながら、選定することとする。

(1) 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる棚田地域。

①棚田地域の振興を図る必要性が高いこと。

人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること。

②棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること。

農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること。

(2) 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込ま

れる棚田地域。

①棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、または、そのような組織が構築される見込みが高いこと。

2 指定申請を行わなかった棚田地域に関する基本的な考え方

日本型直接支払制度等を活用しながら、地域の実情に応じた農業生産活動等への下支えをするとともに、県内の指定棚田地域での取組など先進的・モデル的な事例を横展開することで、棚田地域全体の振興を図っていくものとする。